

令和7年度
君津市環境グリーン都市推進パートナー
(民間事業者提案)
募集要項

令和7年9月
君津市

1 環境グリーン都市推進の現状

君津市は、「環境グリーン都市」を目指すことを宣言し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用推進など、様々な取組を進めております。

一方、カーボンニュートラルの実現に向けては、新たな手法や多様な取組が次々と生まれており、行政側の視点・見識のみでは十分に対応しきれない状況となっています。

そこで、行政にはない自由な発想と独自の知見を有する民間事業者を「環境グリーン都市推進パートナー」として迎え入れ、官民連携のもと、解決に向けて取り組んでいくこととしました。

2 環境グリーン都市推進パートナー（民間事業者提案）の募集

カーボンニュートラルを巡る様々な課題の解決に向け、民間事業者の自由な発想と創意工夫を生かした提案を募集し、採用した提案の事業化を図ります。

採用した提案は、事業の実現を目指し、提案者と本市で詳細な協議を行い、協議が調い次第、予算措置等の事業実施に必要な手続きを行います。

なお、事業実施にあたり契約が必要な場合は、提案事業についてのノウハウやアイデア等の知的財産を保護する観点から、提案が採用された者を契約の相手方とすることを前提とします。

3 求める提案

(1) 対象

第5次君津市地球温暖化対策実行計画に沿った提案とします。なお、実施期間は原則5年以内とし、協議の上、期間を定めることとします。

ア 区域施策編（対象範囲：市全体）

- (ア) 省エネルギーの推進
- (イ) 再生可能エネルギーの利用促進
- (ウ) 交通の脱炭素化の推進
- (エ) 廃棄物の発生抑制、資源循環の推進
- (オ) 吸収源対策の推進
- (カ) 環境教育・学習の推進
- (キ) デジタル技術の活用による脱炭素化の推進
- (ク) 気候変動影響への適応策

イ 事務事業編（対象範囲：市の事務事業）

- (ア) 省エネルギーの推進
- (イ) 再生可能エネルギーの利用推進
- (ロ) 公用車の電動化推進
- (ハ) ファシリティマネジメント施策との連携

4 対象外とする提案

(1) 原則として、本市に「新たな財政負担」(※)が生じる提案

※ 「新たな財政負担」が生じて、長期的な視点から財政負担の軽減につながるなど、本市に財政的な効果をもたらすと判断するものは対象とします。

例 1：既存の歳出の削減による財政負担の軽減

施設の LED 改修のご提案について、改修費として 1,000 万円の負担が生じるとしても、今後 10 年間の LED 改修による光熱費の削減分が 1,000 万円を上回る場合は、対象とします。

例 2：既存の歳出の削減及び新たな歳入の確保による財政負担の軽減

太陽光発電設備の設置に関するご提案について、設置費として 1,000 万円の負担が生じるとしても、今後 10 年間の光熱費の削減分と電気事業者への売電収入の合計が 1,000 万円を上回る場合は、対象とします。

※ 「新たな財政負担」を生じて、事業効果が極めて高い提案については、君津市環境グリーン都市推進パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査のほか、君津市脱炭素社会実現推進本部会（以下「本部会」という。）による承認を経たうえで、「趣旨採用」（後述の P.5 参照）とします。

なお、プロポーザル方式による公募を行う際には、一定のインセンティブを当該提案者に付与します。

(2) 単なる事業の廃止や価格の引き下げ等の提案

(3) 民間活力等が導入済みの事業等について、単に実施主体になろうとする提案

(4) 既存の委託業務や直営管理等を単に安価で受託しようとする提案

※ 現在の予算を超えない範囲で、独自性があり、市民サービスの向上や事務の効率化など、新たな付加価値が認められる提案を排除するものではありません。

(5) 法令等により民間事業者が実施することが適当ではない事業

※ 本市が直接実施すべき事業等を含みます。

- (6) 法令や公序良俗に反する提案
- (7) 本市の施策や規程等に反する、矛盾する又は抵触する提案
- (8) 政治的・宗教的な関連性や要素がある提案
- (9) 災害復旧など緊急実施が必要な事業等に対する提案
- (10) その他連携を行うにふさわしくないと本市が判断した提案

5 提案者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす民間企業、NPO法人又はこれらのグループとします。個人及び任意団体は除きます。

- (1) 提案内容の実施主体となる意思があること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 応募書類提出時に本市から指名停止措置を受けていないこと
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (5) 君津市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (8) 募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6カ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと

6 主なスケジュール（予定）

手続き	期間
公募 （提案書等の提出）	令和7年9月8日（月）～ 令和7年10月24日（金） ※提案書等の提出に先立ち、事前相談が必要となります。
審査（※）	令和7年11月中旬
審査結果	令和8年1月中旬
詳細協議	原則として、協定締結日から1年間
契約締結 （必要な場合）	随時

※ プレゼンテーション審査を含みます。

7 事業化までの主な流れ（※）

手続き	民間事業者	君津市
(1) 事前相談	事前相談申込 →	事前相談
(2) 提案書等の提出	提案書の提出 →	受理
(3) 審査		資格審査 ↓ 選定委員会の審査
(4) 審査結果	審査結果の受理	←審査結果の通知・公表
(5) 詳細協議	協定の締結 詳細協議	協定の締結 詳細協議 ↓ 本部会の承認
(6) 予算要求 (必要な場合)		予算要求 ↓ 予算の議決
(7) 契約手続き (必要な場合)	契約手続き	契約手続き (議会の議決) ↓ 契約締結 最終結果の公表
(8) 事業化・評価検証	事業の実施 ↓ 評価検証	事業の実施 ↓ 評価検証

※ 「新たな財政負担」が生じる提案や審査後の取扱い方法等によって、上記と異なる場合があります。

(1) 事前相談

提案の提出に先立ち、事前相談（必須）を行います。事前相談申込書（別記第1号様式）を環境保全課に提出してください。事業担当課と調整の上、候補日の中から日程をお知らせします。

※ 事前相談は、アイデア段階で行うことを想定しており、この時点で提案書等を提出する必要はありません。

※ 本市からは、提出書類等の説明のほか、本市の現状や事業実施の際に想定される懸念等をお伝えします。

(2) 提案概要（別記第2号様式）等の提出

次の表に掲げる提出書類を環境保全課に提出してください。

なお、事前相談を行った民間事業者からの提案のみを受け付けますので、ご注意ください。

※ 提出された提案概要等は、返却しませんので、予めご了承ください。

【提出書類】

名称	説明
提案概要（別記第2号様式）	別記第2号様式に記入してください。 ※ 補足する必要がある場合は、別途資料等（任意様式）を添付してください。
誓約書（別記第3号様式）	別記第3号様式に記入してください。
提案者に関する基本事項（別記第4号様式）	別記第4号様式に記入してください。
法人の印鑑証明書	交付から3か月以内のものとしてください。
法人登記事項証明書	
法人定款	写しを提出してください。
法人名義の納税証明書等	過年度分も含め滞納がないことを証明するもので、交付から3か月以内のものとしてください。
決算書一式	貸借対照表、損益計算書、事業報告書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書等を直近3期分

(3) 審査

事務局による資格審査を行った後、選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。

審査では、事業効果（カーボンニュートラルへの寄与、まちの価値及び生活の質の向上、地域経済への貢献）、独自性（独自のアイデアやノウハウ、工夫、特筆すべき付加価値）、実現性・信用性（計画・資金収支の具体性、実績、技術力、熱意）等を総合的に勘案し、提案の採否を決めます（提案の内容により有識者等の意見を参考聴取することがあります）。

なお、審査による提案の採否は、事業化に向けた詳細協議を行うかを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

(4) 審査結果

審査結果は提案者に通知するとともに、市ホームページで公表します。
なお、審査結果に対する異議は受け付けません。

ア 提案については、次の対応のいずれかの取扱いを行います。

- (ア) 提案採用 提案どおりに実施
- (イ) 条件付採用 提案内容の変更や条件を示し、協議が調った場合は実施
- (ウ) 趣旨採用 提案の趣旨を採用し、別途、事業者を公募（提案者の了承が得られた場合に限る）
- (エ) 継続協議 引き続き協議を実施（協議が調う又は不調の段階で再

度判断)

(カ) 不 採 用 提案の不採用

イ 協議の結果、改めて事業者を公募する場合には、提案者独自のノウハウ等、知的財産の保護を図るとともに、審査時の当該提案者へのインセンティブ付与を検討します。なお、詳細は別途協議をするものとします。

(5) 詳細協議

採用された提案事業の提案者は交渉権者となり、本市と交渉権者との間で、詳細協議の期間や役割分担、内容の範囲等を定める協定を締結します。

なお、原則として詳細協議の期間は協定締結日から1年間とします。

ただし、協定期間経過後、市及び交渉権者の双方が協議を継続すべきと認める場合は、この限りではありません。

詳細協議では、本市の事業担当課と交渉権者が、事業の実施に支障となる課題の洗い出しとその解決、契約締結に向けた条件整理などについて協議を行います。なお、協議は交渉権者が行った提案の範囲内で行います。

詳細協議が調い次第、本部会に付議し、承認を得ます。

(6) 予算要求（必要な場合）

本部会の承認を得た後、必要に応じ、予算要求を行います。

(7) 契約手続き（必要な場合）

予算の議決を得た後、必要に応じ、契約手続きを行います。この際、「3 提案者の要件」に定める要件の確認を行います（なお、議決に付すべき契約となるものは仮契約を締結し、議会の議決後、本契約とします。）。

(8) 事業化・評価検証

提案事業の実施にあたり、本市は随時相談に応じます。なお、よりよい事業が実施されるよう、本市は必要に応じ実施状況の確認をします。また、実施事業者及び本市の相互で事業の効果検証を実施します。

8 留意事項

提案者は、応募に際し、次の内容を十分ご確認ください。応募された提案については、提案者は、これらを全て了承したものとします。なお、留意事項については、個別募集案件に応じ、追加する場合があります。

(1) 提案の取扱い

提案は、提案者から本市への申し込みとして扱うものではないため、詳細協議や予算要求等の結果によっては、事業化できない場合があります。

また、議会の議決が必要になる場合において、議会の承認が得られなかった場合も同様とし、本市は一切の責任を負いません。

(2) 費用負担

提案の成立・不成立に関わらず、提案及びその協議にかかる費用及びリスク等については、提案者の負担となります。

(3) 特許権等

ア 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

なお、本市は、提出書類を提案審査以外で提案者に無断で使用しません。

イ 提案内容に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている手法、材料、施工、管理方法等を侵害し、第三者に対しての損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします

ウ 提案者が事業者となった場合、著作権は市に帰属するものとし、著作人格権は行使しないものとします。

(4) 市内事業者の採用

事業の実施にあたり、協力事業者が必要となる場合は、原則として市内事業者を優先的に採用してください。

(5) 法令等の遵守

提案にあたり、提案者の責任において事前に関係法令等を確認するものし、事業の実施における法令適合のリスクは、提案者に帰属することとします。

(6) 情報公開

ア 市ホームページに審査結果（提案件数及び採用件数）及び採用した提案（提案タイトル及び事業者名）を公表します。

イ 提案事業の事業化後は、市ホームページ等において、事業内容や成果物を利用及び公表する場合があります。

ウ 提案内容については、事業を実施する際の公表を除き、原則公表しません。

ただし、事業化に向けた調整を行うに当たり必要な範囲で、提案内容及び提案書等の資料を本市関連部局及び調整に必要な関係機関等に対し、情報の公開及び提供を行う場合があります。

エ 詳細協議から事業化までの過程において、本市から提供した情報は、その秘密を保持の上、本市の承諾があった場合を除いて、第三者への提供はできないものとします。

オ 職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、君津市情報公開条例（平成16年条例第1号）に基づく情報開示の対象となります。このため、提

案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる部分を除き、原則公開の対象となります。

(7) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(8) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されていない事態が発生した場合は、本市と別途協議を行うものとします。

9 問合せ先

住 所：〒299-1192

千葉県君津市久保二丁目13番1号

担 当：君津市経済環境部環境保全課（庁舎4階）

電 話：0439-56-1296（直通）

メール：kankyo-h@city.kimitsu.lg.jp

別記第 1 号様式

令和 年 月 日

事前相談申込書

令和 7 年度君津市環境グリーン都市推進パートナー（民間事業者提案）募集要項に記載する留意事項等について了承した上で、以下のとおり事前相談を申し込みます。

項目	記入欄
提案事業の名称	
事業者の名称	
事業者の所在地	
担当者の所属部署	
担当者の役職・氏名	
担当者の電話番号・メールアドレス	
提案の概要 ※補足資料がある場合又はこの様式によりがたい場合は、別途資料を添付してください。	
構成法人名（複数記名可） ※グループで提案する場合のみ記載してください。	
事前相談希望日	令和 年 月 日（ ）午前・午後 令和 年 月 日（ ）午前・午後 令和 年 月 日（ ）午前・午後
質問・相談内容	

提案概要

事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名

令和7年度君津市環境グリーン都市推進パートナー（民間事業者提案）募集要項に記載する留意事項等について了承した上で、以下のとおり提案します。

項目		記入欄
事業者の名称		
事業の概要		
実施場所		
実施期間		
事業効果	カーボンニュートラルへの寄与	
	まちの価値及び生活の質の向上	
	地域経済への貢献	
独自性	独自のアイデアやノウハウ、工夫	
	特筆すべき付加価値	
実現性・信用性	計画・資金収支の具体性	
	実績	
	技術力	

	熱意	
添付資料の有・無		

※各枠の大きさは、適宜調整してください。

※補足する資料がある場合は、別途資料（任意様式）を添付してください。

君津市長 宛

誓 約 書

事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名

令和7年度君津市環境グリーン都市推進パートナー（民間事業者提案）募集要項（以下「要項」という。）に基づき、提案書を提出します。この提案にあたり、要項を遵守するとともに、次に掲げる事柄について誓約します。

記

- 提案に関する提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。
- 提案を行うにあたり、要項の「提案者の資格要件」に定める要件を全て満たしています。
- 万が一、誓約内容に相違があった場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて異議はありません。

第4号様式

提案者に関する基本事項

法人名等		
所在地		
資本金		
従業員数		
提案事業以外の実績 ※事業者の能力がわかるもの		
提案上のグループ会社等	法人名等	
	所在地	
	資本金	
	従業員数	
担当者	所属部署	
	役職・氏名	
	電話番号・メールアドレス	
	経験年数・資格・実績等	